

平成 21 年度

事 業 報 告 書

自 平成 21 年 4 月 1 日

至 平成 22 年 3 月 31 日

学校法人 関西金光学園

□平成 21 年度事業報告書の作成にあたって

平成 21 年度に学校法人関西金光学園が行った事業について、法人の概要、事業の概要、財務の概要の 3 項目に分けて、以下に記載した。なお、法人の概要に関する事項は、平成 21 年 5 月 1 日を基準日として作成した。

I 法人の概要

1. 学校法人の沿革

大正 15 年 2 月	私立静徳高等女学校創立
昭和 7 年 6 月	財団法人浪花高等女学校に名称変更
昭和 23 年 4 月	進修高等女学校、大軌高等女学校、浪花高等女学校の 3 校合併し、浪花女子中学校、浪花女子高等学校と改称し、大阪の金光教関係者によって経営されることとなる。
昭和 25 年 4 月	財団法人浪花高等女学校を財団法人浪花金光学園と改称
昭和 26 年 3 月	私立学校法（昭和 24 年制定）により学校法人浪花金光学園と改称
昭和 57 年 4 月	金光第一高等学校設置
昭和 60 年 4 月	金光第一高等学校八尾学舎（分校）設置 金光八尾中学校設置
昭和 62 年 4 月	金光八尾高等学校設置（分校を独立校にする）
昭和 63 年 2 月 4 月	浪花女子中学校廃止 大阪金光中学校設置
平成 6 年 6 月	学校法人関西金光学園と改称
平成 8 年 12 月	関西福祉大学（社会福祉学部）設置認可
平成 9 年 4 月	関西福祉大学（社会福祉学部）開学
平成 11 年 4 月	設置学校のうち、3 校の名称変更（金光第一高等学校を金光大阪高等学校、浪花女子高等学校を金光藤蔭高等学校、大阪金光中学校を金光大阪中学校 とそれぞれ改称）
平成 12 年 4 月	設置学校のうち、金光藤蔭高等学校の全日制課程商業科を廃止
平成 18 年 4 月	関西福祉大学に看護学部を開設
平成 20 年 4 月	関西福祉大学社会福祉学部社会福祉学科に社会福祉専攻と子ども福祉専攻を設置
平成 21 年 4 月	関西福祉大学大学院社会福祉学研究科（修士課程）社会福祉学専攻を設置

2. 設置する学校・学部・学科等の概要

(平成 21 年 5 月 1 日現在)

学校別	学部等	学科等	専攻等	所在地	開設年度
関西福祉大学	社会福祉学研究科	修士課程	社会福祉学専攻	兵庫県赤穂市新田	H.21
	社会福祉学部	社会福祉学科	社会福祉専攻		H. 9
			子ども福祉専攻		
	看護学部	看護学科			H.18
金光藤蔭高等学校		全日制課程普通科		大阪市生野区小路東	S.23
金光大阪高等学校		全日制課程普通科		大阪府高槻市東上牧	S.57
金光八尾高等学校		全日制課程普通科		大阪府八尾市柏村町	S.60
金光八尾中学校				大阪府八尾市柏村町	S.60
金光大阪中学校				大阪府高槻市東上牧	S.63

3. 学校・学部・学科等の学生生徒数の状況

(平成 21 年 5 月 1 日現在) (単位 : 人)

学校別	学部等	入学定員	入学者数	編入学定員	編入学者数	収容定員	現員
関西福祉大学	社会福祉学研究科 (修士課程) 社会 福祉学専攻	10	6	—	—	20	6
	社会福祉学部 社会福祉学科	250	179	25	0	1,050	956
	看護学部 看護学科	80	104	10	5	340	375
金光藤蔭高等学校		480	324	—	—	1,440	810
金光大阪高等学校		585	358	—	—	1,755	1,053
金光八尾高等学校		320	266	—	—	960	852
金光八尾中学校		105	92	—	—	315	254
金光大阪中学校		30	46	—	—	90	113
合計		1,860	1,375	35	5	5,970	4,419

注 1) 関西福祉大学大学院社会福祉学研究科は平成 21 年 4 月開設により在籍者は 1 年次学生のみ。

注 2) 中学校・高等学校は入学定員と募集定員が異なる。

※参考 学校・学部・学科等の学生生徒数の状況 (平成 22 年 5 月 1 日現在) (単位:人)

学校別	学部等	入学定員	入学者数	編入学定員	編入学入学者数	収容定員	現員
関西福祉大学	社会福祉学研究科 (修士課程)	10	4	—	—	20	10
	社会福祉学部 社会福祉学科	200	189	10	1	985	871
	看護学部 看護学科	80	90	10	1	340	378
金光藤蔭高等学校		480	346	—	—	1,440	838
金光大阪高等学校		585	403	—	—	1,755	1,091
金光八尾高等学校		320	336	—	—	960	916
金光八尾中学校		105	93	—	—	315	263
金光大阪中学校		30	35	—	—	90	124
合 計		1,810	1,496	20	2	5,905	4,491

注) 中学校・高等学校は入学定員と募集定員が異なる。

4. 役員、評議員、教職員の概要

(1) 役員、評議員関係

(平成 21 年 5 月 1 日現在) (単位:人)

役員、評議員	定員数	現員
理事	10 ~ 14	12
監事	2 ~ 3	2
評議員	21 ~ 33	28

(2) 教職員関係

(平成 21 年 5 月 1 日現在) (単位:人)

学校	学部等	教員		職員	
		本務	兼務	本務	兼務
関西福祉大学	社会福祉学部	42	55	33	14
	看護学部	31	49	2	2
金光藤蔭高等学校	全日制課程普通科	44	21	14	4
金光大阪高等学校	全日制課程普通科	58	18	10	14
金光八尾高等学校	全日制課程普通科	40	21	10	5
金光八尾中学校		16	5	0	0
金光大阪中学校		8	0	0	0
合 計		239	169	69	39

注 1) 関西福祉大学大学院の専任教員数等は大学院設置の基礎となっている学部等に含めて記載した。

注 2) 関西福祉大学学長は学部等に所属していないため、設置年月の最も古い社会福祉

学部に含めて記載した。

II 事業の概要

1. 学園全体に関わる事業

(1) 登記関係

ア 資産総額の変更

平成 20 年度計算書類が平成 21 年 5 月 29 日開催の理事会決議によって確定したことを受け、平成 21 年 3 月 31 日現在の学園の資産総額に変更が生じたことから、平成 21 年 5 月 29 日付で資産総額の変更登記を行った。

(2) 賃金制度関係

少子化及び私学助成の見直し等に伴う経営悪化に対する収支改善対策及び学資負担者の理解が得られる賃金水準を維持するため、関西福祉大学、金光大阪中学校・高等学校、金光八尾中学校・高等学校に勤務する教職員に適用している給与規程等を一部改定し一時金の削減を行った。

(3) 人事・労務関係

ア 裁判員制度への対応

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成 16 年法律第 63 号）」が平成 21 年 5 月 21 日から施行され、同日より裁判員制度が実施されることを受けて、同制度の趣旨に沿った対応として、全ての教職員（期限付の常勤・非常勤教職員を含む）が裁判員、補充裁判員若しくは裁判員候補者としての責務を果たすために必要な期間を公務休暇として取得できるよう平成 21 年 4 月 1 日付で就業規則の一部変更を行った。

イ 高年齢者雇用確保措置の実施

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 103 号）」が平成 16 年 12 月 1 日に施行され、法附則第 4 条の規定に基づく高年齢者雇用確保措置導入義務に係る年齢（63 歳）の段階的引上げが平成 22 年 3 月 31 日に終了したことを受け、平成 22 年 3 月 31 日付で、関西福祉大学、金光大阪中学校・高等学校、金光八尾中学校・高等学校の定年規程を一部改定し、65 歳までの雇用確保措置を講じた。

(4) 財務関係

平成 21 年度から平成 25 年度までの中期（5 カ年）の経営改善計画を策定し、平成 21 年 9 月 30 日開催の理事会・評議員会にて議決・決定した。

(5) 内部監査関係

平成 21 年度内部監査は、建築物の維持管理、安全衛生管理、学校安全体制、科学研究費補助金管理（大学部門のみ）に関する事項について実施した。

(6) 研修関係

平成 21 年 7 月 6 日、日本私立学校振興・共済事業団私学経営センター私学情報室から講師を招き、「財務分析から見た学校法人関西金光学園の現状について」と題した研修会を学園の理事、監事、評議員を対象として実施した。

2. 関西福祉大学の事業

(1) 改組関係

ア 大学院社会福祉学研究科（修士課程）の開設

平成 21 年 4 月に大学院社会福祉学研究科（修士課程）を開設し、教育研究活動を発足させた。開設時においては、一部の専任教員の変更（教員資格審査の審査を経た教員の昇格等）があったが、この他は自己点検・評価の実施体制を一部変更した以外は設置計画において計画したとおりの内容で運営を開始できた。

(2) 中期計画関係

ア 中期（5 カ年：平成 21 年度～平成 25 年度）計画の策定

学生募集状況が厳しく、志願者及び入学者の確保が非常に困難な時期にあって大学の使命・目的を達成するため、入学者を安定的に確保し財源の安定を図ること並びに教育内容の充実、魅力化及び他大学との差別化を図りつつ長期的な視点に立ったあるべき本学像を見出し、その実現のための合理的な運営体制の基盤を構築することを目的とする中期計画を策定した。

計画は教育改革計画、学生募集計画、人事計画、財政計画、施設・設備計画の各別計画からなり、これらの内容は平成 22 年度以降の年度業務計画に反映させていく。

(3) 教育研究組織関係

ア 委員会組織の改編

委員会の効率的な運営及び諸課題を解決するための迅速な意思決定等を目的として、以下のとおり委員会の新設・廃止等を行った。

〈新設〉 教養委員会（社会福祉・看護学部共通）、倫理審査委員会（社会福祉学研究科）

〈廃止〉 環境委員会（全学共通）、社会福祉学部実習委員会（社会福祉学部）

〈分割〉 FD・自己点検委員会（全学共通） → FD 委員会（全学共通）

自己点検委員会（全学共通）、進路・国試委員会（看護学部） → 就職委員会（看護学部）、国試委員会（看護学部）

(4) 教育課程関係

ア 社会福祉学部

「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働省令第 42 号）」の施行を受け、平成 21 年度入学生より新たな授業科目の開講、名称・単位数変更等、改正後の指定規則に対応したカリキュラムの適用を開始した。新旧カリキュラムが並存している状況だが、課程運営上の問題等は発生していない。

イ 看護学部

「保健師助産師看護師学校養成所指定規則等の一部を改正する省令（平成 20 年文部科学省・厚生労働省令第 1 号）」の施行を受け、新たな授業科目の開講、名称・単位数変更等のカリキュラム変更を行い、平成 21 年度入学生よりこれを適用した。

文部科学省の「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会」の第一次報告書において、学士課程教育で必須であった保健師の国家試験受験資格を得るために保健師教育が選択制となったことを受け、学士課程、大学専攻科、大学院の何れにおいて保健師教育を行うかについて検討を重ねた結果、学士課程において保健師国家試

験受験資格取得を希望する者に対してのみ保健師教育を受けさせることを決定した。これに伴うカリキュラムの改正に関しては平成 22 年度に実施し、平成 23 年度より適用する。

ウ 学部共通

両学部共通の教養委員会（正式な設置は平成 22 年度）において、教養教育のあり方、特に教養教育の充実と豊かな人間としての資質の向上を意識できる授業科目の内容及び教養科目の両学部共通化に関する検討に着手した。平成 22 年度に継続して検討を行い、平成 23 年度カリキュラムに反映させる。

(5) 学生支援関係

ア 国家試験受験対策支援、キャリア教育・支援等

(ア) 社会福祉学部

社会福祉士・精神保健福祉士国家試験対策支援として、計 7 回の模擬試験を実施した。また、キャリア形成支援及び国家試験対策に資する科目として、既に開講している「キャリアアップ」に加え、「フレッシュアップ」（1 年次科目）、「スキルアップ」（2 年次科目）、「チャレンジアップ」（3 年次科目）を新たに開講した。これ以外の国家試験対策支援として、国家試験対策講座及び国家試験受験対策参考書・問題集の購入にあたり、1 人あたり 5,000 円を上限とする助成を行った。

(イ) 看護学部

夏期（8 月）と秋期（10 月）の 2 回にわたり国家試験対策講座を実施した。また、2 年次以上の学年については、それぞれ 1 回ずつ国家試験模擬試験を実施した。

イ 学生の海外研修の実施

平成 21 年 8 月 23 日から 9 月 1 日までの間にスウェーデン福祉視察研修旅行、平成 22 年 2 月 24 日から 3 月 3 日までの間にフィリピンボランティア研修旅行を実施した。それぞれの研修内容及び参加状況は以下のとおりである。

(ア) スウェーデン福祉視察研修旅行

a 研修内容

高齢者住宅の見学と職員との懇談、認知症高齢者グループホームの見学と認知症ケアについての研修、保育園の見学と研修、障がい者の住宅への訪問、病院の視察と現地看護師との懇談等を実施した。

b 参加者

学生 18 人（社会福祉学部 7 人、看護学部 10 人、大学院生 1 人）、教職員 2 人

(イ) フィリピンボランティア研修旅行

a 研修内容

就学支援・児童養護施設でのボランティア活動、フィリピンの福祉・看護事情についての研修、現地の同世代の学生との異文化交流等を実施した。

b 参加者

学生 14 人（社会福祉学部 11 人、看護学部 3 人）、卒業生 3 人、教職員 2 人

(6) 学生募集関係

ア 入学試験

- (ア) 平成 21 年度より、看護学部入試に大学入試センター利用入試を導入した。導入初年度でありながら、募集人員を大きく上回る数の志願者があり、受験者数の増加に寄与した。
- (イ) 本年度より、社会福祉学部に導入した社会人特別選抜入試の志願者は 0 人であった。本入試以前に実施していた AO 入試社会人選抜入試についても志願者は僅少であった。広報上の課題とも考えられるが、そもそも既に社会人として就業している者の就学の困難性に起因しているのではないかと考えられる。看護学部についても同様に社会人特別選抜入試を導入した。志願者は若干名であったが看護師の人的需要が増大している社会的な情勢もあり、看護系の資格を取得すれば就職に有利であることが、看護学部における社会人入学につながっていると考えられる。

イ 学生募集活動

平成 21 年度は教育・研究の現状・成果等を直接高校生にアピールし得る直接型の募集活動に力点を置くことを方針として掲げたが、従前の活動との明確な違いを十分に打ち出すには至らなかった。

教員による高校訪問活動については昨年度 50 数件であったが、本年度は約 450 件と回数を増大させた。生徒に直接本学の魅力を伝える絶好の機会である高校内ガイダンスについては、兵庫県下の高校に対して重点的に実施していくことを予定していたが、全体の開催回数で 34 件の減、兵庫県下についても 24 件の減という結果であった。これは年度開始以降に開催地に係る再検討を行った結果、経費面、人員の運用面での合理性を追求するために、志願・入学実績と高等学校の所在地等について検討を行い、開催先を精選したためである。

7 月開催のオープキャンパスでは、高松・岡山・明石方面から無料送迎バスを運行したことにより約 100 人を動員することができ、行事全体の来場者数は前年度比 139.5% の 265 人であった。

以上の成果として、社会福祉学部については志願者ベースで 23 人増加した。看護学部については、志願者ベースで 70 人増加した。

(7) 管理運営関係

ア 学長の選任

平成 21 年 4 月 1 日付にて学園寄附行為施行細則第 2 条の規定に基づき、岸井 勇雄 が 関西福祉大学 学長 に就任した。

イ 認証評価関係

財団法人日本高等教育評価機構（以下「機構」という。）による大学機関別認証評価を受審し、平成 22 年 3 月 24 日付、機構が定めている大学評価基準を満たしていると認定された。評価の経過の概要は以下のとおりである。

平成 21 年 6 月 末	自己評価報告書を機構に提出
10 月 13 日	基準ごとの書面質問を機構から受領
27 日	書面質問に対する回答を機構に提出
11 月 16 日～18 日	実地調査

平成 22 年 1 月 27 日

調査報告書案に対する機関への意見申立て

3 月 24 日

認定

(8) 社会連携関係

ア 附属地域センター関係

平成 21 年度に本学（附属地域センター主体）が実施した主な社会連携・地域貢献活動は以下のとおりである。

（ア）介護員養成研修（2 級課程）

（イ）ガイドヘルパー養成研修事業（視覚障害者移動介護従事者養成研修課程・全身性障害者移動ガイド従事者研修課程）

（ウ）高校教員のためのエンパワメント講座

（エ）市民福祉大学講座（テーマ「家族のあり方を考える～地域で安心して暮らすために～」（赤穂中央公民館との共催））

（オ）交流・啓発プログラム（近隣地域の中学生対象の福祉・看護プログラムの提供）

（カ）赤穂特別支援学校との交流学習

（キ）夏休み宿題教室（新規事業：地域の小学生に本学学生が夏休みの宿題を指導）

（ク）赤穂市との連携事業（協働研究「赤穂市における地域福祉の向上について」、インターンシップ、「赤穂学」の開講等）

（ケ）まちの保健室（地域住民への健康相談活動）

これらの他、大学が所在する兵庫県赤穂市及び近隣自治体が設置する各種審議会・委員会等に教職員及び学生を派遣した。また、社会福祉協議会、教育委員会、保育協会、県・市の関係機関、高等学校、幼稚園、保育所、福祉施設・医療機関等が実施するさまざまな研修会に教員を講師として派遣した。また、近隣の社会福祉協議会及び関係機関等の見学、研修の受入れ、施設開放等を行った。

イ 公開講演会の開催

大学の広報、学生サービス、地域住民サービスを目的とする公開講演会を以下のとおり開催した。

回	日程	演題	講師
1	11月4日（水）	新型インフルエンザ：防疫対策確立のために	大槻公一氏 (京都産業大学鳥インフルエンザ研究センター長)
2	11月24日（火）	多様性を認め合う社会へ：HIV+（ポジティブ）のボクからあなたへのメッセージ	ジョゼ・アラウージョ・リマ・フィーリョ氏 (ブラジル保健省エイズ性感染症国家計画アドバイザー、国家生命倫理委員会委員)
3	12月8日（火）	地域福祉時代における社会福祉教育の課題：社会福祉専門職の地位向上を求めて	大橋謙策氏 (日本社会事業大学学長、日本社会福祉教育学校連盟会長)

4	2月 23日 (火)	スポーツと健康：家庭でできる簡単健康法	三屋裕子氏 (元バレー ボール日本代表、ロス五輪銅メダリスト)
---	------------	---------------------	------------------------------------

(9) 施設設備関係

給水ポンプ取替工事、図書館自動貸出・返却装置設置工事、大学院社会福祉学研究科院生研究室改修工事、サーバー入替工事等を実施した。

(10) その他

ア 防犯カメラの設置

不審兆候の早期発見による学生及び教職員の安全確保(犯罪等の未然防止)及び不審者侵入等の事案発生時の事後対応のための状況記録用として、学内の7ヵ所に防犯カメラを設置しセキュリティ機能の向上を図った。

3. 中学校・高等学校に共通する事業

(1) 授業料関係

中学校・高等学校において、「大阪府財政再建プログラム」の影響により、平成20年8月以降の経常費補助金が中学校で25%、高等学校で10%削減されたことを受け、金光藤蔭高等学校、金光大阪中学校・高等学校、金光八尾中学校・高等学校の学則を一部変更し、平成21年度以降に入学する生徒から、授業料等を大阪府下の私学(共学)平均値まで改定した。

ア 中学校・高等学校別の授業料

学校名	新 授業料	旧 授業料	(改定) 増加額	平成20年度 私学・共学校平均
金光藤蔭高等学校	540,000 円	468,000 円	72,000 円	540,459 円
金光大阪高等学校 金光八尾高等学校	540,000 円	480,000 円	60,000 円	
金光大阪中学校 金光八尾中学校	540,000 円	480,000 円	60,000 円	553,682 円

イ 中学校・高等学校別の入学金

学校名	新 入学金	旧 入学金	(改定) 増加額
金光藤蔭高等学校	200,000 円	190,000 円	10,000 円
金光大阪高等学校 金光八尾高等学校	改定しない (据え置き)	200,000 円	-
金光大阪中学校 金光八尾中学校			

4. 金光藤蔭高等学校の事業

(1) 教育課程関係

ア 進学トライアル「B コース」開設

中学校時代に不登校若しくは不登校傾向であった生徒のなかで、大学、短期大学又は専門学校に進学したいという強い意志と意欲をもっている生徒の受け皿として「進学トライアルコース」新たに「B コース」を設けた。

(2) 施設設備関係

東校舎給水設備改修工事等を実施した。

5. 金光大阪中学校・高等学校の事業

(1) 教育課程関係

平成 20 年 3 月告示された新中学校学習指導要領が平成 24 年度から全面実施され、平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間、移行措置が設けられていることを受けて、金光大阪中学校において、平成 21 年度から新しい学習指導要領の規定を先行実施すべく教育課程表の一部変更を行った。

(2) 施設設備関係

グラウンド南側防球ネットポール新設工事、普通棟トイレ改修工事、食堂改装工事等を実施した。

6. 金光八尾中学校・高等学校の事業

(1) 教育課程関係

平成 20 年 3 月告示された新中学校学習指導要領が平成 24 年度から全面実施され、平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間、移行措置が設けられていることを受けて、金光八尾中学校において、平成 21 年度から新しい学習指導要領の規定を先行実施すべく教育課程表の一部変更を行った。

(2) 施設設備関係

既存の「体育職員室等棟」及び「クラブハウス棟」について、老朽化・狭小化が進行し、安全及び教育環境の面で建替が必要であることから、平成 20 年度から第 2 号基本金への組入を行っている。

III 財務の概要

財産目録

平成22年3月31日

I 資産総額	17,066,497,018	円
内 基本財産	12,364,574,361	円
運用財産	4,701,922,657	円
II 負債総額	1,388,759,428	円
III 正味財産	15,677,737,590	円

区分	金額			
資産額				
1 基本財産				
土地	113,814.72	m ²		
建物	59,327.83	m ²		
図書	97,723	冊		
教具・校具・備品	5,949	点		
その他				
2 運用財産				
現金預金	2,449,883,503	円		
その他	2,252,039,154	円		
資産総額	17,066,497,018	円		
負債額				
1 固定負債				
長期借入金	41,700,000	円		
その他	259,989,093	円		
2 流動負債				
短期借入金	146,950,000	円		
その他	940,120,335	円		
負債総額	1,388,759,428	円		
正味財産(資産総額－負債総額)	15,677,737,590	円		

貸 借 対 照 表

平成 22 年 3 月 31 日

<総括表>

(単位: 円)

資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	14,382,734,754	14,618,146,111	▲ 235,411,357
有形固定資産	12,359,988,925	12,666,010,394	▲ 306,021,469
土地	6,302,681,786	6,302,681,786	0
建物	5,276,685,737	5,539,936,116	▲ 263,250,379
その他の有形固定資産	780,621,402	823,392,492	▲ 42,771,090
その他の固定資産	2,022,745,829	1,952,135,717	70,610,112
流動資産	2,683,762,264	2,132,597,677	551,164,587
現金預金	2,449,883,503	1,880,902,116	568,981,387
その他の流動資産	233,878,761	251,695,561	▲ 17,816,800
資産の部合計	17,066,497,018	16,750,743,788	315,753,230
負債の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債	301,689,093	417,662,864	▲ 115,973,771
長期借入金	41,700,000	188,650,000	▲ 146,950,000
その他の固定負債	259,989,093	229,012,864	30,976,229
流動負債	1,087,070,335	1,055,034,814	32,035,521
短期借入金	146,950,000	166,950,000	▲ 20,000,000
その他の流動負債	940,120,335	888,084,814	52,035,521
負債の部合計	1,388,759,428	1,472,697,678	▲ 83,938,250
基本金の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
第1号基本金	17,140,388,344	16,918,812,883	221,575,461
第2号基本金	100,000,000	50,000,000	50,000,000
第4号基本金	308,000,000	308,000,000	0
基本金の部合計	17,548,388,344	17,276,812,883	271,575,461
消費収支差額の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
翌年度繰越消費支出超過額	▲ 1,870,650,754	▲ 1,998,766,773	128,116,019
消費収支差額の部合計	▲ 1,870,650,754	▲ 1,998,766,773	128,116,019
科 目	本年度末	前年度末	増 減
負債の部、基本金の部及び消費収支差額の部合計	17,066,497,018	16,750,743,788	315,753,230

資 金 収 支 計 算 書

平成 21 年 4 月 1 日から

平成 22 年 3 月 31 日まで

<総括表>

(単位: 円)

収 入 の 部			
科 目	予 算	決 算	差 異
学生生徒等納付金収入	2,966,398,000	2,981,381,600	▲ 14,983,600
手数料収入	72,450,000	84,892,585	▲ 12,442,585
寄付金収入	58,568,000	106,195,594	▲ 47,627,594
補助金収入	1,187,567,000	1,280,295,868	▲ 92,728,868
国庫補助金収入	92,339,000	145,856,000	▲ 53,517,000
地方公共団体補助金収入	1,095,228,000	1,134,439,868	▲ 39,211,868
資産運用収入	52,675,000	63,250,224	▲ 10,575,224
資産売却収入	50,000,000	44,902,889	5,097,111
事業収入	9,454,000	9,589,097	▲ 135,097
雑収入	34,574,625	104,136,304	▲ 69,561,679
前受金収入	440,700,000	521,156,000	▲ 80,456,000
その他の収入	130,847,046	234,365,494	▲ 103,518,448
資金収入調整勘定	▲ 540,665,125	▲ 611,740,391	71,075,266
前年度繰越支払資金	1,880,902,116	1,880,902,116	
収入の部合計	6,343,470,662	6,699,327,380	▲ 355,856,718
支出の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
人件費支出	2,747,508,365	2,812,701,376	▲ 65,193,011
教育研究経費支出	891,048,000	801,055,771	89,992,229
管理経費支出	248,907,000	224,693,957	24,213,043
借入金等利息支出	6,539,000	6,573,725	▲ 34,725
借入金等返済支出	166,950,000	166,950,000	0
施設関係支出	22,720,000	28,489,044	▲ 5,769,044
設備関係支出	34,100,000	39,514,471	▲ 5,414,471
資産運用支出	125,000,000	125,403,820	▲ 403,820
その他の支出	141,948,558	239,752,617	▲ 97,804,059
資金支出調整勘定	▲ 83,362,302	▲ 195,690,904	112,328,602
次年度繰越支払資金	2,042,112,041	2,449,883,503	▲ 407,771,462
支出の部合計	6,343,470,662	6,699,327,380	▲ 355,856,718

消費収支計算書

平成21年4月1日から

平成22年3月31日まで

<総括表>

(単位: 円)

消費収入の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
学生生徒等納付金	2,966,398,000	2,981,381,600	▲ 14,983,600
手数料	72,450,000	84,892,585	▲ 12,442,585
寄付金	61,242,000	109,565,998	▲ 48,323,998
補助金	1,187,567,000	1,280,295,868	▲ 92,728,868
国庫補助金	92,339,000	145,856,000	▲ 53,517,000
地方公共団体補助金	1,095,228,000	1,134,439,868	▲ 39,211,868
資産運用収入	52,675,000	63,250,224	▲ 10,575,224
資産売却差額	20,000,000	21,316,226	▲ 1,316,226
事業収入	9,454,000	9,589,097	▲ 135,097
雑収入	10,900,000	27,719,451	▲ 16,819,451
帰属収入合計	4,380,686,000	4,578,011,049	▲ 197,325,049
基本金組入額合計	▲ 268,267,000	▲ 271,575,461	3,308,461
消費収入の部合計	4,112,419,000	4,306,435,588	▲ 194,016,588
消費支出の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
人件費	2,750,122,790	2,764,723,929	▲ 14,601,139
教育研究経費	1,262,720,888	1,170,028,787	92,692,101
管理経費	254,066,923	229,657,537	24,409,386
借入金等利息	6,539,000	6,573,725	▲ 34,725
資産処分差額	734,000	6,975,526	▲ 6,241,526
徴収不能引当金繰入額	1,000,000	360,065	639,935
消費支出の部合計	4,275,183,601	4,178,319,569	96,864,032
当年度消費支出超過額	▲ 162,764,601		
当年度消費収入超過額		128,116,019	
前年度繰越消費支出超過額	▲ 1,998,766,773	▲ 1,998,766,773	
翌年度繰越消費支出超過額	▲ 2,161,531,374	▲ 1,870,650,754	

監査報告書

平成 22 年 5 月 29 日

学校法人 関西金光学園
理事長 近藤武野殿
理事会議長殿
評議員会議長殿

学校法人 関西金光学園
監事 木村晃印
監事 片山剛印

私たちは、学校法人関西金光学園の監事として、理事会及びその他の重要な会議に出席するほか、私立学校法第 37 条第 3 項の規定に基づいて同学園の平成 21 年度（平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで）における財産目録及び計算書類（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表並びに附属明細表）を含め、学校法人の業務及び財産に関し監査を行いました。

監査の結果、私たちは、学校法人関西金光学園の平成 22 年 3 月 31 日現在の財産目録及び計算書類を含め、学校法人の業務及び財産に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めました。

以上